

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定製品の追加

特定の磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具を消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）に基づく特定製品として追加すること。  
（別表第一関係）

第二 附則

一 この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 この政令による改正後の別表第一第十一号又は第十二号に掲げる特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から六月間は、消費生活用製品安全法第四条第一項の規定にかかわらず、同法第十三条の規定による表示が付されていない当該特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができるものとする。

（附則第二項関係）